



国住マ第21号

平成29年 6月16日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省 住宅局 市街地建築課長



外部専門家の活用ガイドラインについて

平成28年3月にマンションの管理の適正化に関する指針（平成13年8月1日国土交通省告示第1288号）及び「マンション標準管理規約及び同コメント」が改正され、組合員ではない外部専門家が、管理組合の役員などに就任できることとする場合の規定例の整備がされたところです。

これらを踏まえて、外部専門家の活用ガイドラインを策定しましたので送付します。

については、貴団体において活用されるとともに、管理組合に対する周知に関し、ご協力をお願いいたします。